

長崎県サービス管理責任者等研修事業者指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「サービス管理責任者研修事業の実施について」(平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の「サービス管理責任者研修事業実施要綱」(以下「事業実施要綱」という。)9に基づき、長崎県知事(以下「知事」という。)が指定等を行う場合について必要な事項を定め、研修事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(指定の要件)

第2条 知事は、本研修事業の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)が次に掲げる要件を満たすと認められる場合は、研修事業者として指定することができるものとする。

(1) 研修事業者に関する要件

- ア 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- イ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- ウ 講師について、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。
- エ 長崎県内に主たる事業所を有していること。

(2) 研修事業内容に関する要件

- ア 事業実施要綱及びこの要綱に定めるいずれかの研修についてその内容に従い、継続的に毎年1回以上実施すること。
- イ 研修事業の対象者は、サービス管理責任者研修については、指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設において、サービス管理責任者として従事している者又は従事しようとする者とする。こと。
児童発達支援管理責任者研修については、指定障害児通所支援事業所又は指定障害児入所施設並びに基準該当障害児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとする者とする。こと。
- ウ 研修カリキュラムは、事業実施要綱の別紙1から別紙8のとおりとすること。
ただし、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することは差し支えない。
- エ 研修事業は長崎県内で開催すること。

(3) 研修受講者に関する要件

- ア 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、これを公開すること。

(ア) 開講目的

(イ) 研修事業の名称

(ウ) 実施場所

- (エ) 研修期間
- (オ) 研修カリキュラム
- (カ) 講師氏名及び担当科目
- (キ) 研修修了の認定方法
- (ク) 開講時期
- (ケ) 受講資格
- (コ) 受講手続（募集要項等）
- (サ) 受講料等

イ 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し保存すること。

ウ 全日程出席した者を研修修了者とし、研修修了者に対し、修了証書を交付すること。

エ 研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要な事項を記載した名簿を作成し、作成後遅滞なく知事に提出すること。

オ 受講申込者の申込情報及び研修修了者の名簿等の個人情報について、十分な注意を払った上で管理すること。

カ 受講者申込方法及び受講者決定方法については、知事と協議すること。

(4) その他の要件

ア 事業運営上知り得た受講申込者等に係る秘密の保持について、十分留意すること。

イ 研修受講者が演習等において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

ウ 研修受講者に対し、人権の尊重について理解させるように努めること。

エ 障害のある研修受講者に対しては、研修事業の実施に際して必要な配慮を行うこと。

オ 研修の時間帯、曜日については、研修受講者が受講しやすいようにすること。また、必ずしも連続して行う必要はなく、分野別のカリキュラムに関しては適宜分割するなどして、幅広く受講できるよう配慮すること。

カ 研修受講者を募集する際は、ホームページで募集を図る等周知に努めること。

キ 指定期間は、指定を受けた日から研修を実施する年度の年度末までとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の指定を行わない。

(1) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (5) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。

（指定申請の手続）

第3条 申請者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書（第1号様式）を知事に提出すること。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）
 - (2) 研修事業の名称及び実施場所
 - (3) 事業開始予定年月日
 - (4) 学則等
 - (5) 研修カリキュラム
 - (6) 講師等選定調書（様式第2号）
 - (7) 研修修了の認定方法
 - (8) 事業開始年度及び次年度における研修事業に係る収支予算の細目
 - (9) 申請者の資産状況
 - (10) 誓約書（第3号様式）
 - (11) その他指定に関し知事が必要であると認める事項
- 2 申請者が法人であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添付すること。

（申請内容変更の届出）

第4条 本事業の指定を受けた者（以下「指定研修事業者」という。）は、申請内容に変更を加える場合には、知事に対し、あらかじめ、指定内容変更届（第4号様式）により、変更の内容、変更時期及び変更理由を届け出るものとし、第3条第1項第5号から第7号の事項に変更を加える場合にあっては、変更について承認を受けなければならない。

（事業計画書の提出）

第5条 指定研修事業者は、知事に対し、毎年度、あらかじめ事業実施計画書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して提出すること。なお、提出した事業実施計画書に変更を加える場合には、事業実施計画変更届（第6号様式）を提出すること。

- (1) 学則等（募集要項）
- (2) 研修カリキュラム
- (3) 研修日程表
- (4) 講師等の氏名及び担当科目

(5) 当該年度における研修事業に係る収支予算の細目

(修了証書の交付)

第6条 指定研修事業者は、全日程を受講した研修修了者に対し、修了証書（第7号様式及び第8号様式）を交付すること。

2 サービス管理責任者等実践研修、サービス管理責任者等更新研修の修了者に交付する修了証書については、サービス管理責任者告示又は児童発達支援管理責任者告示の規定により、次に更新研修を修了すべき期日を記載するものとする。

3 修了証書の亡失又はき損により、研修修了者から証明の依頼があったときは、証明等を行うこと。

(実施報告書の提出)

第7条 指定研修事業者は、知事に対し、研修事業終了後60日以内に事業実施報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- (1) 修了者名簿（第10号様式）
- (2) 研修資料
- (3) 当該年度における研修事業に係る収支決算書

(廃止の届出)

第8条 指定研修事業者は、研修事業を廃止しようとする場合には、知事に対し、あらかじめ事業廃止届（第11号様式）を提出し、指定の取消しを受けなければならない。

(調査及び指導)

第9条 知事は、指定研修事業者に対して、研修事業の実施等に関して必要があると認めるときは、指定研修事業者の事務所及び研修実施場所等において実地調査を行い、必要に応じて指定研修事業者に対し報告を求めることができる。また、これにより適正を欠くと認めるときは、指定研修事業者に対して改善指導を行うことができる。

2 知事は、前項に基づく改善指導に指定研修事業者が従わない場合は、改善が認められるまで、研修事業の中止を命ずることができる。なお、この場合においては、あらかじめ、書面をもって当該指定研修事業者に通知するものとする。

(指定の取消し)

第10条 知事は、指定研修事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取消すことができる。

- (1) 第2条に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- (2) 指定申請又は実績報告等において、虚偽の申請又は報告があったとき。
- (3) 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
- (4) 第9条第1項に定める調査に応じない場合又は改善指導に従わないとき。
- (5) その他、研修事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき。

2 知事は、前項に定める指定の取消しを行う場合においては、あらかじめ書面をもって当該

指定研修事業者へ通知するものとする。

(聴聞の機会)

第11条 知事は、第9条第2項の研修事業の中止を命ずる場合及び前条の指定の取消しを行う場合においては、当該指定研修事業者に対して聴聞を行うものとする。

(書類の保存)

第12条 指定研修事業者は、研修事業に関する書類について、研修が終了した日の属する年の翌年度を起算日として各号に定める期間保存しなければならない。なお、保存期間内に第8条による廃止又は第10条による指定の取消しを受けた場合は、書類を県に引き継ぐものとする。

- (1) 修了者台帳 永年
- (2) 受講者の研修への出席状況、成績等に関する書類並びに修了者に関する書類 10年間
- (3) 事業に係る収入、支出の書類 5年間

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は平成31年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は令和2年4月1日から施行する。